

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和6年10月分)

| No. | 案件名称                           | 委託種目 | 契約の相手方           | 契約金額<br>(税込) | 契約日        | 根拠法令                      | <a href="#">随意契約理由</a><br>( <a href="#">随意契約理由番号</a> ) | WTO |
|-----|--------------------------------|------|------------------|--------------|------------|---------------------------|--|-----|
| 1   | 令和6年度大阪市データ活用方針実行支援(調査・検討)業務委託 | 情報処理 | EY新日本有限責任監査法人 本店 | 15,844,320   | 令和6年10月28日 | 地方自治法施行令第167条の2<br>第1項第2号 | G5   | —   |
| 2   | 令和6年度多段ラック移設業務委託               | —    | 株式会社日立製作所関西支社    | 1,320,000    | 令和6年10月31日 | 地方自治法施行令第167条の2<br>第1項第2号 | G4   | —   |

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市データ活用方針実行支援（調査・検討）業務委託

2 契約の相手方

EY新日本有限責任監査法人 本店

3 随意契約理由

大阪市データ活用方針実行支援（調査・検討）業務委託は、大阪市データ活用方針に定める「データ活用環境」「人材育成」「ルール・推進体制」の3つの取組を着実に進めていくことを目的とし、その実現に向けた本市への支援を実施するものであることから、高度で専門的な技術力が求められ、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において事業者の技術力や経験、創意工夫等によって最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の企画提案を比較のうえ学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、契約相手方として最適である最も評価点が高い事業者を予め選定するため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G5)

5 担当部署

デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（電話番号 06-6208-7735）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度多段ラック移設業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所関西支社

3 随意契約理由

本業務における移設作業は、現在本市が契約している「住民情報系基幹システムサーバ機器等 長期借入」(以下、「借入契約」という)における借入物品の一つである多段ラックを移設するものである。借入契約相手方である三菱HCキャピタル株式会社より、移設前の状態に組立・設置を確実に行う必要があるため、機器等物品購入元である株式会社日立製作所と契約するよう申し出があった。組立・設置を確実に行うことは、本市が円滑に基幹系システム統合基盤の機種更新及び標準化対応を遂行するためには不可欠であり、株式会社日立製作所は本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあると判断できるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)

5 担当部署

デジタル統括室基盤担当基盤グループ (電話番号 06-6543-7114)